

お知らせ なんたん



第105号(3の1)平成22年5月28日発行

今回のお知らせ内容

- 3の1枚目(緑色)**
 - 【表】
 - 夏季期間の適正冷房と職員の軽装勤務のお知らせ
 - 臨時職員(保健師)を募集します
 - 市道拡幅工事に伴う市役所駐車場の一部規制などについて
 - 国民健康保険税の軽減について
 - 平成22年度分の国保税の賦課限度額が変わります
 - 【裏】
 - 美山ライブ「無頼」を開催します
 - 国際交流協会「社会人英会話教室(初級)」受講生募集
 - 『10%増額 がんばりました商品券』を販売します
 - APEC警備にご理解とご協力をお願いします
 - 丹波自然運動公園からのお知らせ
 - シニア卓球交流大会を開催します
 - 森の楽校「泥んこあそび」の参加者を募集します
 - なんたんテレビ番組表(6月1日~15日)
- 3の2枚目(オレンジ色)**
 - 【表】
 - 34のテーマで出前講座を実施します
 - 審議会などの会議を傍聴しませんか
 - 麻しん・風しん混合ワクチン(MR)の接種について
 - 生きいき筋トレ教室を開催します
 - 日本脳炎ワクチンの接種について
 - 献血・骨髄ドナー登録にご協力ください
 - 多重債務無料法律相談のご案内
 - 『振り込め詐欺』にご注意ください!
 - 【裏】
 - 平成22年度「女性の館」講座のご案内
 - 膠原病個別相談のご案内
 - 高等学校奨学金(第2次申請)の受付について
 - 平成22年度第1回調理師試験準備講習会を開催します
 - 平成22年度 狩猟免許試験・講習会について
 - 発達障害支援講演「モンダイな想像力と身体感覚」のご案内
- 3の3枚目(青色)**
 - 【表】
 - 市営住宅入居者を募集します
 - 第4回南丹市男女共同参画フォーラムを開催します
 - ハートフルタウン内林の宅地分譲のご案内
 - ひとり親家庭いきいきふれあい事業の参加申込について
 - 無料法律相談(京都弁護士会主催)のお知らせ
 - パズル講座「親子でつくるおもちゃ教室」を開催します
 - ホームヘルパー2級養成講座のご案内
 - 【裏】
 - 歴史・健康ウォーキングの参加者を募集します
 - 母子家庭などのお母さんのための就業準備セミナー開催
 - 戸別所得補償モデル対策のお知らせ
 - 「おやっ?」と思ったら『食品表示110番』
 - 京都府立ゼミナールハウスからのお知らせ
 - 6月1日は「人権擁護委員の日」です
 - <〇〇地域版お知らせ>

夏季期間の適正冷房と職員の軽装勤務のお知らせ

南丹市では、地球温暖化防止など環境に配慮した取り組みとして、夏季期間(6月~9月)における各施設の冷房温度を28℃に管理し、執務時間中の職員の服装をノーネクタイ・ノー上着による軽装勤務としています。
省エネルギー活動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

◇問合せ先 人事秘書課 TEL (0771) 68-0008

臨時職員(保健師)を募集します

職種	勤務場所	募集人数	賃金
保健師	本庁 健康課	2人	月額190,000円

- 勤務時間 月~金曜日 午前8時30分~午後5時15分
- 受付期間 6月11日(金)まで 午前8時30分~午後5時15分
※ただし、土、日曜日は除く。
- 提出書類 ①臨時職員登録申込書(人事秘書課、各支所地域総務課に備え付け)
②資格を証明する書類(写し)
- 提出先 人事秘書課に提出してください。
- 採用 面接により任用者を決定し、6月中旬から平成23年3月31日まで任用します。(面接日は後日お知らせします)
- その他 詳細は下記問合せ先までお問い合わせください。

◇問合せ先 人事秘書課 TEL (0771) 68-0008

市道拡幅工事に伴う市役所駐車場の一部規制などについて

市役所庁舎への進入路である市道園部小学校線を拡幅する道路工事のため、市役所駐車場の一部が利用できません。駐車場を利用される皆さんには、工事期間中大変ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。今後、工事の進捗に伴い、本線の交通規制などを行う予定です。詳細が決まり次第お知らせします。

◇問合せ先 道路河川課 TEL (0771) 68-0051

国民健康保険税の軽減について

倒産、解雇、雇い止めなどにより離職された方は、届出により国民健康保険税が軽減されます。

- 対象者 平成21年3月31日以後に離職された方で、次の区分による雇用保険の失業給付を受ける方
 - ①雇用保険の特定受給資格者(例:倒産・解雇などによる離職)
 - ②雇用保険の特定理由離職者(例:雇い止めなどによる離職)
 ※ハローワークで発行される雇用保険受給資格者証の離職年月日欄の離職日が平成21年3月31日以後で、離職理由欄の理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれかに該当する方
 ※高年齢受給資格者および特例受給資格者の方は対象となりません。
- 軽減額 国民健康保険税は前年の所得などにより算定されますが、軽減対象者の場合、前年の給与所得をその100分の30と見なして軽減を行います。
- 軽減期間 離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで(ただし、平成21年度以前の国民健康保険税は軽減の対象となりません)
 ※平成21年3月31日から平成22年3月30日までの間に離職された方は、平成22年度に限り保険税が軽減されます。
 ※軽減期間は、雇用保険の失業給付を受ける期間とは異なります。
 ※届出が遅れても遡及して国保税の軽減を受けることができます。
 ※国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると軽減は終了します。
- 届出方法 軽減を受けるには届出が必要です。雇用保険受給資格者証と印鑑を持参の上、国保医療課または各支所健康福祉課で手続きしてください。
- その他 上記軽減制度の他に、災害や大幅な所得減少などにより生活が著しく困難となった場合、申請により国民健康保険税の減免が受けられることがあります。詳細については、下記問合せ先までお問い合わせください。

◇問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

平成22年度分の国保税の賦課限度額が変わります

3月31日付で地方税法の一部が改正されたことに伴い、平成22年度から南丹市国民健康保険税の医療保険分の賦課限度額が50万円に、後期高齢者支援金分の賦課限度額が13万円にそれぞれ変更となります。なお、平成22年度の国民健康保険税納税通知書の送付については6月中旬を予定しています。

<平成22年度分の国民健康保険税率および賦課限度額>

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割	課税対象所得の7.45%	課税対象所得の2.50%	課税対象所得の2.00%
平等割	1世帯につき22,000円	1世帯につき5,000円	1世帯につき5,000円
均等割	1人当たり22,500円	1人当たり8,000円	1人当たり9,000円
賦課限度額	50万円 (前年度47万円)	13万円 (前年度12万円)	10万円

※介護納付金分は、40歳~64歳の被保険者の方が納付する保険税です。
※保険税率については、前年度から変更はありません。

◇問合せ先 国保医療課 TEL (0771) 68-0011
各支所 健康福祉課 TEL 八木 (0771) 68-0022
日吉 (0771) 68-0032 美山 (0771) 68-0041

八木支所各問合せ先は、各課・係への直通番号を案内しており、八木町内から電話をかける場合は、市外局番「0771」をダイヤルの上、おかけください。なお、八木町内から八木支所「TEL 42-2300」に電話をしていただければ、本庁・支所の必要な部署へ転送をしますので、市内通話料金でお問い合わせいただくことができます。